

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成22年7月7日

評価者：市民・こども局こども本部公の施設管理運営調整委員会

1. 業務概要

施設名	大師こども文化センター
指定期間	平成18年4月1日 ～ 平成23年3月31日
業務の概要	こども文化センターの管理・運営
指定管理者	名称：財団法人かわさき市民活動センター 代表者：理事長 小倉 敬子 住所：川崎市中区新丸子東3-1100-12 電話：044-430-5602
所管課	市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	【事業実績】 別紙 【評価】 当こども文化センターの利用者は、管理運営時（H17年度）に比べ大幅な増減はなかったが、十分なサービスの提供が図られた。四谷小学校わくわくプラザは児童の登録率は減少し、大師小学校わくわくプラザでは大幅な増減はなかったが、各施設とも利用状況に応じた十分なサービスの提供が図られた。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	【事業目的】 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。 【評価】 事業計画どおりの事業を実施し、また、スケールメリットを生かした55館連携行事とともに幼児や小学生の親子を対象とした陶芸教室の実施等、特色ある事業展開も見られ、児童館としてのこども文化センター及び小学生の放課後の居場所としてのわくわくプラザの運営を着実に実施できた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	【安全・安心に関する取組・事故発生件数】 安全点検チェックシートの作成（H18～） 事故対応マニュアルの作成（H18～） 不審者対応マニュアルの作成（H18～） 事故発生件数 別紙 【評価】 施設の修繕を計画的に実施し、また、怪我等の対応についても、マニュアルを整備し、迅速かつ適切な対応が図られた。
4	さらなるサービス向上のために、どういった教訓や課題が導かれるか。	【サービス向上の取組】 利用者の意見・要望等に基づく環境整備の推進（H18～） 行動目標（アクションプランシート）の作成（H20～） こども文化センター・わくわくプラザ実践集の作成（H20～） 【評価】 サービス向上の効果が分かるよう、セルフモニタリング等の手法が必要となる。 また、地域と連携した運営をより一層図るため、運営協議会メンバー等運営方法を検討し、さらなる充実に努める必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	【所管課によりマネジメント状況】 年度評価の実施（年1回） 定期的な報告書の内容確認（月1回及び四半期ごと） 川崎市青少年施設指定管理者等連絡調整会議の実施（年4回） 電話及び訪問指導の実施（随時） 【評価】 会議、報告書の確認及び年度評価を実施し、また必要に応じ電話や施設訪問による指導を行い、適切な管理運営を図るようチェックした。
2	制度活用による効果はあったか。	【制度活用による効果】 サービス面 利用者数 別紙 コスト面 2,730,318千円（21年度） / 2,910,032千円（17年度） 93.8%（管理委託（17年度）とH21年度との比較） ※H17年度は、ふれあい館・桜本こども文化センターを除く 全てのこども文化センター58館を一括で委託をしており、単館での経費は算出できないため、ふれあい館・桜本こども文化センターを除く、全てのこども文化センターの経費比較をした。 【評価】 指定管理者制度導入後こども文化センターの利用者は増え、わくわくプラザも安定した運営が図られる等質の高いサービスを提供することができた。コスト面についても、管理委託時（H17年度）に比べ経費の節減が図られた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	次期指定管理者の選定を行うに当たっては、施設の地域性を生かすため、地域密着型の小規模の団体が募集できるよう考慮しつつも、事業の採算性、効率性を勘案し、スケールメリットを生かした運営が図られるよう、2～3館程度のグルーピングによる募集を行うこととする。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本事業は、児童の健全育成事業として、また放課後の安全な居場所として実施されており、今後も児童の健全育成や子育て支援策としてニーズは高まっていく。 また本事業は、市内58か所のこども文化センターと、113か所のわくわくプラザ計171か所の管理運営を行い、そこで勤務する職員は1,800名を超える（正規職員以外も含む）。そのため、直営での管理を行うには人材の確保が困難であり、今後も指定管理者制度を継続して、民間の人材、ノウハウを活用し安定した運営を図る必要がある。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度を導入し、こども文化センター（ふれあい館・桜本こども文化センターを除く）の管理運営費は管理委託時（17年度）と平成21年度との比較で93.8%となり、経費節減が図られた。また、利用者の増や障害児の利用状況等によるスタッフ配置についても管理委託時に比べ柔軟な対応を図ることができ、質の高いサービスを提供することができた。今後も市内の児童数増等による利用者数の増加が見込まれる中、継続して管理運営を行うには引き続き指定管理者制度による事業の実施が望ましい。